

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の一部改正に係る概要紙

令和 8 年 4 月  
経 済 産 業 省  
大臣官房産業保安・安全グループ  
製 品 安 全 課

## 1. 改正の背景

近年、カートリッジガスこんろとガスストーブの組み合わせなどの複合品の液化石油ガス器具等や、「カートリッジガスこんろ」の五徳（ごとく）なし調理器の使用が増えていることを踏まえて、令和 7 年 9 月 30 日に開催された産業構造審議会製品安全小委員会にて、液化石油ガス器具等の技術基準における複合品等の取扱いを明確にすることを審議した。

製品安全小委員会において、委員から賛同を得られたことも踏まえて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（以下、「液石法運用解釈」という。）及び、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（以下、「液石法技術的内容」という。）の 2 つの通達について、所要の改正を行う。

また、カートリッジガスこんろにおいて、ガス通路の閉止に関して新たな機能が備わった製品が流通していることを踏まえて、液石法技術的内容について所要の改正を行う。

さらに、液石法運用解釈において、通達の名称及び一部 JIS 規格の名称修正を行う。

## 2. 改正の内容

### (1) 複合品の取扱いについて

電気用品における取扱いを参考に、以下の内容を追加し、所要の改正を行う。

① 2 以上の機能を有する場合は、それぞれの機能に係る技術上の基準を適用する。

② 他方、事業届出の区分及び PSLPG マークの表示については、①の主たる用途（最大ガス消費量など）の区分・表示をもって足りることとする。ただし、特定液化石油ガス器具等（菱形 PSLPG マーク表示、自主検査に加え、第三者機関による適合性検査が必要）とそれ以外の液化石油ガス器具等（丸型 PS マーク表示、自主検査のみ）の複合品の場合は、前者の区分・表示とする。

### (2) 「カートリッジガスこんろ」の五徳（ごとく）なし調理器の明確化

菱形 PSLPG マークの対象である「カートリッジガスこんろ」に、五徳（ごとく）を用いない加熱調理器具も含まれることを、当該通達に追記し、所要の改正を行う。

### (3) ガス通路の閉止機能について（液石法技術的内容）

現行規定の「器具栓」は、カートリッジガスボンベ装着時に、液化石油ガス通路を閉止する機能として求めていたもの。近年、「立ち消え安全装置」の閉止弁により、代替できる製品が市販されているため、所要の改正を行う。

### (4) 液石法運用解釈の名称修正

現行では、液石法運用解釈の名称と、同通達の別紙の名称と齟齬があるので、所要の改正を行う。

(5) JIS 規格の名称修正

現行では「日本工業規格」となっているが、現在正しくは「日本産業規格」であるので、  
所要の改正を行う。

3. スケジュール

令和8年4月1日施行。